

広島県告示第五百七十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十三年六月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
西鹿田二九三地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和四十五年三月二十七日広島県告示第二百八十六号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱三号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。
ただし、標柱一号は告示で指定した土地に存する標柱四号と同一とし、標柱二号は告示で指定した土地に存する標柱三号と同一とする。

郡市・区		町・丁目		地 番		標 柱 番 号
呉市		西鹿田一丁目	二九六番二	標柱一号		
		西鹿田二丁目	三〇二番	標柱二号		
			三〇一番四	標柱三号		
		西鹿田一丁目	三〇一番一三	標柱四号		
			二九七番	標柱五号		